

【 気づきのツール 】

人間はある程度順調に行くと、将来もなんとかなると漠然と信じてしまう傾向にあります。古代ローマの英雄、ユリウス・カエサル(ジュリアス・シーザー)の「人間ならば誰でも、現実のすべてが見えるわけではない。多くの人は見たいと欲する現実しか見ていない」という言葉は的を得ていると言わざるを得ません。

現状の日本は閉塞感に満ちており、過去の遺産によって生きながらえている状態なのです。それは言い過ぎでしょうか？果敢に打って出る勇気を必要としているのかもしれませんが。ソフトバンクの孫社長のような派手な事業展開に驚き、拍手喝采を送りたくもなります。しかし、闇雲に手を出すことが良いとは言えません。ここはもう一度、自己の事業領域(ドメイン)を定義し直すのが大事です。自分の仕事は何なのかを考えた時、「仕事の楽しさ」に行き着きそうです。

私が独立して事務所を立ち上げた時、これからは自由に自分のやりたかったことができるという希望に満ちあふれていました。「自由」という言葉は大好きでそれは「自発」とイコールと捉えなければいけないと思います。強制されてではない、最大限の「自由」、「自発」の精神を大切にしたいのです。これは「仕事の楽しさ」のヒントのようですがそれだけでは不十分です。

一人よがりの自己満足に陥らないため「お前、その仕事が好きか？」と疑問を投げかけます。仕事の喜びは相手から感謝される時に生じるのであり、それが最大の成果になります。それを知るのには「謙虚さ」がどうしても必要となります。とどのつまり、「謙虚さ」こそが最大の強みとなり、自らに気づきを与えてくれるツール(道具)になるようです。

現実には厳しく、仕事は楽しいばかりではありません。しかし、自分の「見たいと欲する現実」のみを見ようとするのではなく、謙虚に自分の仕事を見つめ直した後、やりたいと思っただことに取り組んで行きましょう。これが創業から10年目を迎える私のこの1年間のテーマです。

消費税免税期間総まとめ！！



消費税は1年半後の平成26年4月1日から税率が8%（国税6.3%、地方税1.7%）にまたその1年半後の平成27年10月1日から税率が10%（国税7.8%、地方税2.2%）に引き上げられる予定です。それに伴い、様々な改正がなされる方向です。今回はこれらの改正を含み、消費税の免税期間についての総まとめをテーマにご説明します。

【消費税の免税事業者】

以下に掲げる事業者（個人及び法人）は**消費税の納税義務が免除**されます。

基準期間の課税売上高（通常2年前または2期前の消費税が課せられる売上金額）が**1,000万円以下**である事業者で、**かつ、特定期間**（通常1年前、または1期前の前半6ヶ月間）の**課税売上高または給与等支払額が1,000万円以下**であるもの

例) H24年、H25年は基準期間がない、新規開業のケース



① 個人事業者が新たに事業を開始した場合

H24年5月開業（課税売上高が毎月400万円、給与等支払月額200万円、各年同じ条件とする）

⇒ H24年：**免税事業者**

⇒ H25年：**免税事業者**（特定期間（注）、H24年5月～6月の2ヶ月間の課税売上高が800万円、給与等支給額が400万円と各々1,000万円以下のため）

（注）個人事業者の特定期間は暦年で計算する

⇒ H26年：**課税事業者**（基準期間、H24年度の課税売上高が4,800万円＞1,000万円のため）

② 法人を新設して新たに事業を開始した場合（資本金1,000万円未満）

H24年5月開業で4月決算法人（上記と同じ条件とする）

⇒ H24年度：**免税事業者**

⇒ H25年度：**課税事業者**（特定期間、H24年5月～H24年10月の6ヶ月間の課税売上高が2,400万円＞1,000万円、給与等支給額が1,200万円＞1,000万円のため）

⇒ H26年：**課税事業者**（基準期間の課税売上高が1,000万円超）

★ 注意ポイント

今までは新規開業の個人事業者及び資本金1,000万円未満の新設法人の場合は消費税が2年間納税免除されると単純に考えていたことが**特定期間での判定が追加**された（平成25年以降開始の事業年度に適用）ため**免税期間が1年間のみ**になることがあります。

【調整対象固定資産を購入した場合の納税免除等制限】

① 適用対象者

- ・「課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となった個人
- ・資本金 1,000 万円以上の新設法人



② 適用要件

棚卸資産以外で **100 万円(税抜)以上の資産を購入し**、消費税の仕入税額控除を適用した場合

③ 適用内容

資産を購入した事業年度から **3 年間、納税義務の免除及び簡易課税制度の適用を受けられない**

例 1) 個人が H24 年に課税事業者を選択し、調整対象固定資産を購入
(各基準期間及び特定期間共に課税売上高が 1,000 万円以下とする)

- ⇒ H24 年: **課税事業者** (調整対象固定資産による仕入税額控除を受ける)
- ⇒ H25 年: **課税事業者** (課税事業者選択届出は 2 年間の適用のため)
- ⇒ H26 年: **課税事業者 (課税事業者の強制適用)**



例 2) H24 年に資本金 1,000 万円超の法人設立、調整対象固定資産を購入
(各基準期間及び特定期間共に課税売上高が 1,000 万円以下とする)
(注) 法人なりによる資産の引き継ぎを含みます

- ⇒ H24 年度: **課税事業者** (調整対象固定資産による仕入税額控除を受ける)
- ⇒ H25 年度: **課税事業者** (課税事業者選択届出は 2 年間の適用のため)
- ⇒ H26 年度: **課税事業者 (課税事業者の強制適用)**



★ 2 例とも H26 年度に適用を受けようとした「課税事業者選択不適用届出書」と「簡易課税制度選択届出書」は届出がなかったものとみなされます。

【大規模法人が設立した新設法人の納税免除適用外】(新設改正)

平成 26 年 4 月 1 日以降(消費税の税率が 8%に引き上げ後)に設立される法人が、資本金額が 1,000 万円未満であっても、基準期間に相当する課税売上高が **5 億円を超える法人が 50%超、出資している場合は消費税の納税は免除されない。**

消費税の税率が引き上げられるのを機に、いわゆる「益税」対策の一環として手当てされた消費税法の改正(平成 24 年 8 月 10 日)の内容です。

この改正により、課税売上高が 5 億円を超える法人が出資割合 50%超の子会社、関連会社を設立しても、その新設法人は消費税の納税義務者になりません。

⇒ 「特定新規設立法人の納税義務の免除の特例」



★ 課税売上高が 5 億円を超える「**法人**」と文中にあるのは、条文上は「**他の者**」となっており、現在は法人と解釈されていますが、これが「**個人**」も含むとなれば、売り上げ規模の大きい個人事業主であれば、法人成りで消費税の納税免税が受けられなくなり、大きな問題となります。今後の法令に注目です。

【その他改正予定項目】

- ① 簡易課税制度(業種に応じて実質課税売上高の 10%~50%の消費税額の納税となる制度)の見直し
- ② 納税義務の免除制度の見直し



今回、伝えきれない改正内容も、今後続々と発表されることと思われます。消費税率の引き上げの時期に合わせて免税の恩恵を受けようとする安易な計画などはよくよく注意する必要があり、ぜひご相談ください。

金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町 3 丁目 4 番 5 号 本丸田ビル 3 階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikai.com URL : http://kaikai.asia/